

堺市自治連合協議会 4月定例会

1. 依頼案件

- | |
|--|
| (1)①令和5年度 共同募金運動並びに歳末たすけあい運動ご協力へのお礼について
②令和6年度 住民賛助会員募集チラシの回覧および配布協力について
【②のみ広報さかい令和6年4月号掲載】 (堺市社会福祉協議会) |
|--|

①令和5年度 共同募金運動並びに歳末たすけあい運動ご協力へのお礼について

昨年10月より実施いたしました、「赤い羽根」共同募金運動、及び12月より実施いたしました歳末たすけあい運動におきましては、公私ご多忙の折りにもかかわらず多大なご協力を賜り、誠にありがとうございました。

ここに謹んでお礼申し上げますと共に、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、「堺地区募金会だより」を配付させていただいておりますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

②令和6年度 住民賛助会員募集チラシの回覧および配布協力について

本協議会では、地域福祉の推進を目的に、住民賛助会員の募集に取り組んでおります。令和5年度募集の際には、賛助会員への加入やチラシの配布について、皆さまにご協力をいただきましてありがとうございました。

令和6年度も、住民賛助会員の募集に取り組んでまいりますので、ご多忙のところ恐縮ですが、自治会加入世帯への住民賛助会員募集チラシの回覧および配布について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

堺市社会福祉協議会 住民賛助会員募集チラシの自治会加入世帯への回覧および全戸配布

2. 方法

募集チラシを回覧いただき、全戸配布にご協力いただける校区につきましては、各戸一部ずつご配布頂きますようお願いいたします。

3. 時期

4月～7月

4. 各校区自治連合会への送付について

各校区へは4月中に資料をお届けの予定です。事前に社協区事務所よりご連絡させていただきます。(地域のご事情により他の月をご希望の場合などは、本協議会へご連絡くださいますようお願いいたします。)

【送付内容】

- ①単位自治会長・各種団体長あて文書(町会数)
- ②地域住民あて文書(組数)
- ③住民賛助会員募集チラシ(回覧又は全戸配布数)

※住民賛助会員は、強制的にご加入いただくものではなく、社協活動にご賛同いただいた方に任意で加入していただくものです。

※ゆうちょ銀行では、令和6年1月22日より現金支払時の加算料金110円が廃止

となったため、払込取扱票の金額欄には口数に応じた金額を記入し、お振込みいただきますようお願いいたします。

例：住民賛助会費 500 円 1 口の場合は 500 円
住民賛助会費 500 円 2 口の場合は 1,000 円

問合せ・・・TEL232-5420 堺市社会福祉協議会

(2) 自衛官募集ポスターの掲示について

【広報さかい 7 月号掲載予定】

(防衛省自衛隊堺出張所)

近年、自衛隊に求められる任務や役割が拡大化、多様化する中でこれまでも増して国と国民を守るという大きな責任を全うできる人材を一人でも多く確保することが、地域の安全、安心に直結すると考えております。

こうした状況に鑑み、自衛官募集広報用ポスターの自治会掲示板への貼付案件のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ・・・TEL232-1026 防衛省自衛隊堺出張所

(3) 令和 6 年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題講座の開催について

(ダイバーシティ推進部)

令和 6 年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題講座を下記のとおり開催いたします。御多用のところ誠に恐縮ではございますが、ぜひ御参加いただきますようお願い申し上げます。

記

- 趣旨・目的 各小学校区等において、様々な活動の中心を担われている校区代表者のみなさまに、様々な人権問題に触れていただき、地域から人権尊重の輪を広げていただくことを目的として実施いたします。
- 日 程 令和 6 年 5 月 2 日(木)
堺市自治連合協議会定例会終了後 約 30 分
- 場 所 堺市役所 本館 3 階 第 1～3 会議室
- 内 容 無意識の偏見 (アンコンシャスバイアス) について

問合せ・・・TEL228-7420 人権推進課

(4) ①子どもの見守り活動の協力依頼について

②子どもの見守り活動の傷害保険及び賠償責任保険 (予定) について

【①のみ広報さかい 7 月号・12 月号掲載】

(学校教育部)

①子どもの見守り活動の協力依頼について

本年度も各地域における皆様のご協力により、登下校時を中心とする見守り活動をはじめ、一斉登校指導・一斉下校指導の取組を実施していただき、子どもたちは安心し、安全に登下校を行うことができました。改めて地域の方々のお力添えの心強さを感じています。あわせて、地域における危機管理意識を高め、事故や犯罪の抑止を図ることができ、皆様のご支援とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

しかしながら、子どもが被害者となる交通事故、事件や不審者の発生が後を絶たず、子どもの安全確保につきましては、学校・家庭・地域の協働による取組が重要と考えております。

つきましては、令和6年度におきましても、子どもの安全確保のため、見守り活動に引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。また、一斉登校指導・一斉下校指導の取組につきましては、下記のとおり計画しております。

引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 市立小・中学校一斉登校指導・・・令和6年7月3日（水）
2. 市立小学校一斉下校指導・・・令和6年12月24日（火）
（第2学期終業式）

②子どもの見守り活動の傷害保険及び賠償責任保険（予定）について

令和6年度につきましても、下記のとおり、子どもの見守り活動に携わっていただいている地域の方々を対象として保険加入する予定ですのでお知らせいたします。

記

1. 名 称 「子どもの安全見まもり隊傷害・賠償責任保険」
2. 加入に際しての条件
 - ①PTA会員以外で、子どもの見守り活動に携わっている方
 - ②定期的に見守り活動を行っている方
3. 加入の方法
 - 各小学校で、加入者名簿を作成していますので、直接小学校にお申し出ください。
 - 住所・氏名・電話番号等に変更がありましたら連絡をお願いします。
4. 保険対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
5. 補償内容

保険金額（補償額）	傷害	特定疾病（熱中症）
災害死亡	1,000万円	500万円
後遺障害（最高100%）	1,000万円	500万円
入院日額（180日限度）	5,000円	2,500円
通院日額（90日限度）	2,500円	1,250円

①傷害保険

※特定疾病の対象は熱中症のみ

※補償内容等は今後変更になる可能性があります。

②賠償責任保険

対人賠償 支払限度額 1事故につき 10,000万円
1人につき 3,000万円

対物賠償 1事故につき 500万円

※補償内容等は今後変更になる可能性があります。

6. 事故発生時は、名簿登録している小学校へ連絡してください。

問合せ・・・Tel 340-3478 生徒指導課

2. 事業説明案件

(1) 学校体育館の空調整備について (危機管理室・学校管理部)

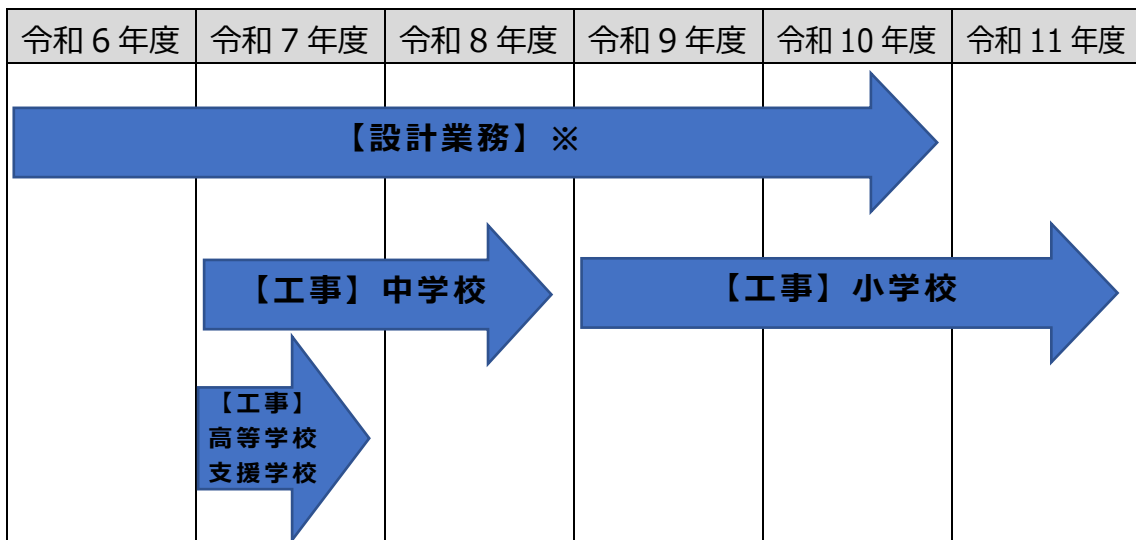
本市では、教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を下記のとおり整備します。

記

1. 整備の対象

市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（全137校）

2. 整備のスケジュール



※設計業務は、それぞれの学校の工事を実施する前年度に行います。

3. 空調の方式

発災時に停電しても運転できる停電対応型ガス式ビル用マルチエアコン(GHP)を設置します。校舎に設置している空調と同じ方式で、これに停電対応機能を付けたものです。

4. 令和6年度当初予算額

31,800 千円

問合せ・・・TEL228-7605 防災課（避難所環境による空調整備に関すること）
TEL228-7486 学校施設課（教育環境による空調整備に関すること）

(2)①地震時自動解錠キーボックスの設置について（堺区・西区のみ案件）

②全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた国による全国一斉の情報伝達試験の実施について

【②のみ広報さかい令和6年5月号掲載予定】

（危機管理室）

①地震時自動解錠キーボックスの設置について

本市の津波避難の考え方は、地震発生後、津波が内陸部に到達するまでの約100分間にJR阪和線を目標に徒歩で避難することを基本としており、避難が遅れた避難者等は、緊急一時的に津波避難ビル等に避難することとしています。

この度、津波避難ビルである小学校・中学校等が閉まっている時間帯（休日・夜間等）でも、避難者自らが解錠して避難できるように、地震時自動解錠キーボックスを下記のとおり設置します。

記

1. 設置の予定場所

堺区・西区の津波避難ビルである小学校・中学校等（22箇所）

堺区 (19箇所)	【津波避難対象地域】 三宝小学校、市小学校、錦西小学校、英彰小学校、新湊小学校、大浜中学校、月州中学校、大浜体育館、さかい利晶の杜 【津波注意地域】 錦綾小学校、錦小学校、熊野小学校、少林寺小学校、安井小学校、殿馬場中学校、陵西中学校、府立泉陽高校、男女共同参画センター、堺市総合福祉会館
西区 (3箇所)	【津波避難対象地域】 浜寺石津小学校、浜寺東小学校、浜寺小学校

2. 整備のスケジュール

- 令和6年4月～8月：現地調査、設置場所選定
- 令和6年9月～10月：調達
- 令和6年11月～令和7年2月：設置

3. 使用の手順

- 地震時自動解錠キーボックスは小学校・中学校の門や入口に設置されます。
- 通常は鍵がかかっており開けることができませんが、震度5弱等の一定の揺れを感じた際に、自動で解錠され、キーボックスを開けることができます。

- ・ キーボックスの中には、門や校舎入口の鍵（ダイヤル錠の場合はその番号）や校舎 3 階以上までの避難経路図が入っています。
- ・ 小学校・中学校等が閉まっている時間帯（休日・夜間等）に地震が起き、津波が発生した際は、避難者はキーボックスの中の鍵で門や校舎を開け、避難経路図に従って校舎 3 階以上まで避難します。

【製品の一例】



4. 令和 6 年度当初予算額

5,500 千円

問合せ・・・Tel 228-7605 防災課

②全国瞬時警報システム（J アラート）を用いた国による全国一斉の情報伝達試験の実施について

毎年度実施している国による件名の情報伝達試験を、令和 6 年度も以下のとおり実施することとなりました。

つきましては、防災スピーカーや地域会館、校区自主防災組織代表者宅等に設置している戸別受信機から以下内容の試験放送が流れますので、事前にお知らせします。

なお、各訓練のお知らせは、堺市が各実施月に発行します「広報さかい」にも掲載させていただきます。

記

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1. 放送日時 | 令和 6 年 5 月 22 日（水）午前 11 時 00 分 |
| | 令和 6 年 8 月 28 日（水）午前 11 時 00 分 |
| | 令和 6 年 11 月 20 日（水）午前 11 時 00 分 |
| | 令和 7 年 2 月 12 日（水）午前 11 時 00 分 |

2. 放送内容 上りチャイム音
「これは、Jアラートのテストです。」×3回
「こちらは、堺市危機管理室です。」
下りチャイム音

問合せ・・・TEL228-7605 危機管理課

3. 報告案件

(1) 第19回東区民まつり開催について

【広報さかい令和6年5月号掲載予定】

(東区役所)

第19回東区民まつりを下記のとおり開催いたします。
ご多用のこととは存じますが、ぜひご来場賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和6年5月12日(日) 午前10時～午後3時
2. 開催場所 堺市立初芝体育館
(堺市東区野尻町221-4 TEL. 285-0006)
3. 内 容
 - 野球場
 - ・校区模擬店・各種団体コーナー
 - ・ティラノサウルスレース
 - ・お楽しみ○×クイズ大会等
 - 体育館
 - ・バスケットボール3x3大会
 - ・防犯・防災クイズコーナー
 - ・東区かるたの体験コーナー
 - ・健康の集い等
 - 体育館駐車場
 - ・消防、警察、自衛隊車両展示コーナー、子どもの制服着用体験
 - 通路
 - ・献血啓発活動・肺がん検診等

問合せ・・・TEL287-8122 東区民まつり運営委員会事務局(東区役所自治推進課内)

4. その他

補助金の電子申請化について

(市民生活部)

令和6年4月から、市民協働課及び各区自治推進課で受け付けている補助金申請等の手続きが「堺市電子申請システム」でも受付可能になりましたのでお知らせいたします。電子申請が可能な手続きの一覧は、以下のとおりとなっています

のでご活用ください。なお、本システムを使用しない場合は、従来通りの紙での申請をしていただくようお願いいたします。

【堺市電子申請システムによる手続き一覧】

受付窓口	手続きの種類		備考
市民協働課	認可地縁団体	認可申請手続き	
各区 自治推進課	認可地縁団体	規約変更承認手続き	
		告示事項変更手続き	
		印鑑登録手続き	書類の交付があるため 窓口への来庁が必要です
		印鑑証明書発行手続き	書類の交付があるため 窓口への来庁が必要です
		団体証明書発行手続き	
		印鑑登録廃止手続き	
	補助金	校区自治会活動推進補助金手続き	
		認定防犯灯電気料金支援金手続き	
		地域会館整備費補助金手続き	
		地域会館大規模改修補助金手続き	
		地域会館耐震診断補助金手続き	
		地域会館耐震改修等補助金手続き	
		堺市青色防犯パトロール活動補助金手続き	
		堺市青色防犯パトロール車両修繕等補助金手続き	
		(仮称) 堺市LED防犯灯更新補助金手続き	

問合先・・・TEL 228-7082 堺区自治推進課
 TEL 270-8154 中区自治推進課
 TEL 227-8122 東区自治推進課
 TEL 275-1902 西区自治推進課
 TEL 290-1803 南区自治推進課
 TEL 258-6779 北区自治推進課
 TEL 363-9312 美原区自治推進課

5. 協議会案件

(仮称) 堺市自治会活動保険について

【1】概要

防犯や防災、住民交流等の取組を実践されている自治会において、活動中の不

測の事故により第三者の生命、身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任や自治会員が負傷又は死亡した場合に係る治療費等に対し保険金が支払われるもの。

【2】 保険契約者

堺市自治連合協議会

【3】 保険の適用を受けられる自治会

- ① 堺市自治連合協議会
- ② 各区自治連合協議会
- ③ 各校区自治連合会
- ④ 校区自治連合会を構成する単位自治会

【4】 保険の適用を受けられることができる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動及び行事

【5】 加入を予定している保険の種類

*** 傷害保険**

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我または死亡した場合に保険金を支払う。

*** 賠償責任保険**

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払う。

【6】 今後のスケジュール（予定）

- 4 月末 堺市自治連合協議会における当該年度の加入世帯数の集計
- 5 月 複数保険会社へ見積依頼を実施
- 6 月 保険契約締結
- 7 月 1 日～ 保険開始（来年 6 月 30 日まで）

【7】 その他

- ・ 保険の加入は、堺市自治連合協議会が一括して契約を行います。
- ・ 保険に関する詳細は、保険会社が決まった後でご案内します。

問合せ先・・・Tel 228-7405 市民協働課